

## HELLO WORK information 6

月刊

ハローワーク別府

別府公共職業安定所広報  
2025年6月号

## contents

- ① 外国人雇用はルールを守って適正に！ P1
- ② 高齢者・障害者雇用状況報告の提出について P2
- ③ 高齢者・障害者助成金説明会のご案内 P2
- ④ 人材確保等支援助成金のご案内 P3
- ⑤ 管内労働市場の動き（4月） P4
- ⑥ セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ P4



両子寺仁王像（国東市）

1

《外国人を雇用する事業主の皆さまへ》

## 外国人雇用はルールを守って適正に！

～6月は「外国人雇用啓発月間」です～

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、事業主団体などの協力のもと事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行います。

大分県内の外国人労働者数（令和6年10月末時点）は12,176人（前年比2,194人、22.0%増加）、また外国人を雇用する事業所数は2,223か所（前年比227か所、11.4%増加）で、**ともに過去最高を更新**しています。また、外国人労働者を雇用する事業所は建設業が最も多く、外国人労働者が就業している産業は製造業が最も多くなっています。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

外国人を雇用したらハローワークに届け出を！



## 以下の2点は、事業主の責務です！

## 1 雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。

対象の外国人が雇用保険の被保険者となる場合は「雇用保険被保険者資格取得・喪失届」、雇用保険の被保険者とならない場合は「外国人雇用状況届出書」にて届出をお願いします。

ハローワークでは、届出を基に雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止につながります。

## 2 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。この指針に沿って、**適正な労働条件・安全衛生の確保や社会保険等の適用、福利厚生等の整備等の職場環境改善や再就職支援に取り組んでください。**

詳細パンフレットは  
厚生労働省HPから →

外国人の雇用 厚生労働省

検索

## 2

《事業主の皆さまへ》

## 高年齢者・障害者雇用状況報告の提出について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を管轄のハローワークを経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告対象事業所へは、厚生労働省から当該報告様式等を送付しますので、提出期限までに管轄のハローワークへ提出いただきますようお願いいたします。報告様式の記入にあたっては、必ず、記入要領をご確認ください。ご不明な点がございましたら、ハローワーク担当窓口までお問い合わせください。なお、報告は、郵送、ご持参による方法のほか、GビズID等を使用する電子申請があります。

いま提出  
しをの期  
ますおの  
す願期限



## 報告方法

① ハローワークに郵送もしくは持参

② 電子申請

高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請には電子署名(※)またはGビズIDが必要となっています。

※GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については、「e-Gov ホームページ」をご確認ください。

【GビズID申請手続きお問い合わせ先】

「gBizID」ヘルプデスク 0570-023-797 (受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

ID申請・取得手続き詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 提出期限

令和7年7月15日(火)

雇用状況報告 厚生労働省 検索

厚生労働省ホームページ  
令和7年高年齢者・障害者雇用  
状況報告の提出について



## 令和7年度 留意点

【高年齢者】65歳までの雇用確保義務

継続雇用制度の対象者を限定できていた経過措置は令和7年3月末に終了しました。令和7年4月からは、希望者全員の「65歳までの継続雇用制度」を導入するなどの雇用確保措置をとる必要があります。

【障害者】除外率の一律10ポイント引き下げ

除外率とは…障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、総労働者数から除外率に相当する労働者数を控除できる制度(総労働者数に除外率を乗じた労働者数(端数切捨)を総労働者数から減じる)

令和7年4月からの上記除外率引き下げにより、令和6年度報告で除外率を5%又は10%で計算していた業種は、令和7年度報告では除外できません。

## 3

《事業主の皆さまへ》

## 高年齢者・障害者助成金説明会のご案内

高年齢者または障害者にかかる雇用環境の整備や働き方改革の推進に取り組まれている事業主様を対象に助成金説明会を開催します。

以下の助成金について説明予定です。

- ◆65歳超雇用推進助成金について
- ◆障害者雇用納付金関係助成金について
- ◆大分働き方改革推進支援センター助成金について

ぜひ、  
ご参加  
ください。



- 日 時： 令和7年7月17日(木) 13:30～15:00 (受付は13:00から)
- 場 所： 別府国際コンベンションセンター 小会議室32 (別府市山の手町12-1)
- 定 員： 20名 先着順で受付します。
- 参加申込期日： 令和7年7月11日(金)
- 参加申込方法： 参加申込書が必要ですので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分支部 高齢・障害者業務課  
☎ 097-522-7255 URL:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/oita/>

## 4

《事業主の皆さまへ》

## 外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

## 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するものです。

※雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象です！

## 具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューに加え、**選択メニューの①～③のいずれか**を実施する必要があります。

必須メニュー	雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に周知するとともに、1回以上の面談を行う。
	就業規則等の多言語化	就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、計画期間中に、雇用する外国人労働者に周知する。
選択メニュー	①苦情・相談体制の整備	外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
	②一時帰国のための休暇制度の整備	外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
	③社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアルや標識類等を新たに多言語化し、計画期間中に、外国人労働者に周知する。

## 支給額

1つの措置導入ごと20万円（上限80万円）

## 対象となる経費

以下の経費を委託した場合にも「支給対象経費」となります。

- ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費 ③ 翻訳料 ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料  
 （外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）  
 ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

## 主な支給要件

▶ 次の「外国人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	就労環境整備措置の実施日の翌日から6ヶ月経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が15%以下であること。
------------	--

※外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、6ヶ月経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。

▶ 外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

## お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部 職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

人材確保等支援助成金 外国人労働者

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)



# 5 管内労働市場の動き（4月内容）

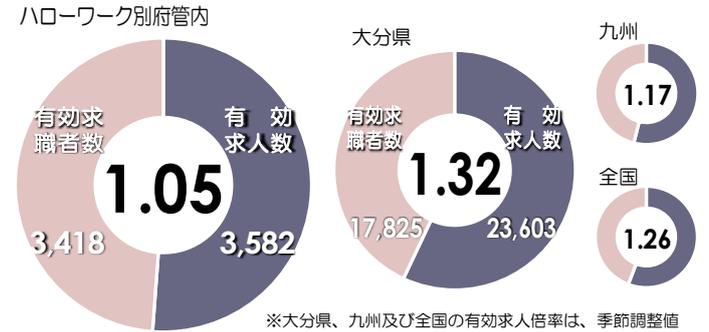
## ■職業紹介関係（4月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	1,031	684	1,105	▲ 74
月間有効求職者数	3,418	3,256	3,771	▲ 353
新規求人数	1,323	1,210	1,252	71
月間有効求人数	3,582	3,643	3,670	▲ 88
新規求人倍率	1.28	1.77	1.13	0.15
有効求人倍率	1.05	1.12	0.97	0.08
紹介件数	622	541	588	34
就職件数	245	255	258	▲ 13

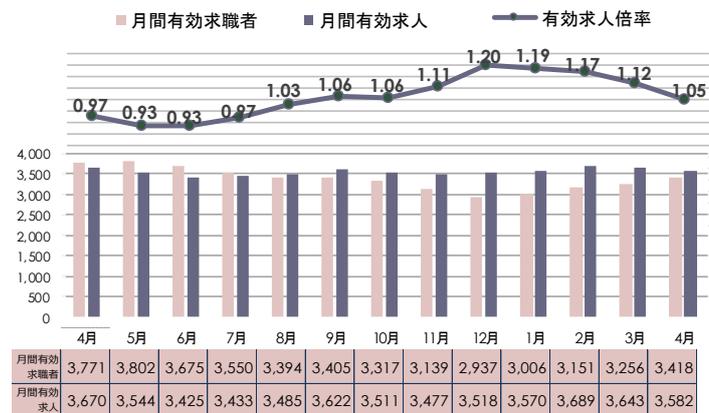
## ■雇用保険関係（4月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	3,341	3,346	3,354	▲ 13
月末被保険者数	46,638	47,187	48,246	▲ 1,608
受給資格決定件数	345	181	370	▲ 25
受給者数	704	688	804	▲ 100

## ■有効求人倍率（4月）



有効求人倍率／求人・求職の推移（令和6年4月～令和7年4月）



# 6 セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ

### 就職支援セミナー&個別相談

事前申込み

**6/17** 13:30～15:30 セミナー  
15:30～16:30 個別相談  
再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等しながら実践力を身に付ける専門講師によるセミナー(定員各12名)。定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。

【申込み】ハローワーク別府まで

### 福祉のしごと相談会

当日受付

**6/5・19** 10:00～12:00  
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センターまで ☎ 097-552-7000

### 心理カウンセリング

事前予約

**6/4・11・18・25・26** 13:40～15:00  
就職に対する心理的な不安に、専門の臨床心理士による相談やアドバイスが受けられます。

【予約】ハローワーク別府まで

### 事業所ミニ説明会・面接会

当日参加

**6/2・9・16・30** 10:00～11:30  
14:00～16:00

参加企業については、ハローワーク別府総合受付までお問い合わせください。

予約不要、履歴書不要、服装自由

### おおいたサポステ出張相談会

事前予約

**6/5・19** 10:00～16:00  
働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方にキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622

### 看護職の就業相談会

当日受付

**6/19** 10:00～12:00  
再就職を目指す方へ、面接前の施設見学の設定や復職に向けての研修の紹介などを行っています。

【問】大分県看護協会大分県ナースセンターまで ☎ 097-574-7136

### ジョブカフェ出張就職相談会

予約優先

**6/19** 13:30～16:30  
若者(概ね49歳以下(学生含む))とその家族の方の就職相談、就職支援、情報提供、履歴書の書き方や面接の受け方等の支援を行います。

【予約等】ジョブカフェおおいた別府サテライトまで ☎ 0977-27-5988

※相談・面接等の会場は全て  
ハローワーク別府会議室です